

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉法人の設立の認可
根拠法令及び条項	社会福祉法第32条
所管部課(室)係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係
審査基準	関係条項
	<p>1 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知)別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知)別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までに定める基準を満たしていること。</p> <p>2 社会福祉施設等(以下「施設等」という。)の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。</p> <p>3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を充てる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。</p> <p>(2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。</p> <p>(3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額))÷借入金元利償還額×100)が120パーセント以上であること。</p> <p>ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。</p> <p>イ 設備投資の妥当性</p> <p>事業開始時における固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。</p> <p>ウ 資本構成の安定度</p> <p>事業開始時における自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が50パーセント以上であること。</p>

		<p>額) × 100) が 33 パーセント以上であること。</p> <p>エ その他</p> <p>アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>【収支見込みの作成に係る留意点】</p> <p>(ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の 2 種類を作成すること。</p> <p>(イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。</p> <p>(ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。</p> <p>(エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。</p> <p>(オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。</p> <p>(カ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。</p> <p>(キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。</p> <p>【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】</p> <p>(ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。</p> <p>(イ) 固定資産は、土地及び建物(工事費+設計監理費)その他の固定資産の合計額とすること。</p> <p>(ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0 とすること。</p> <p>(エ) 固定負債は、借入金の額とすること。</p> <p>(オ) 純資産は、資産合計(流動資産+固定資産)から負債合計(流動負債+固定負債)を減じた額とすること。</p> <p>(4) 既設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ただし、当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合(財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。)は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>(ア) 直近の年度末の流動比率(貸借対照表における流動資産÷流動負債×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>(イ) 直近の年度末及び収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額)÷借入金元利償還額×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この基準は、適用しないものとする。</p> <p>a 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置</p>
--	--	---

をとる施設等)のみを経営する法人

- b 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)の老朽化等に伴う改築・改修事業

イ 設備投資の妥当性

直近の年度末の固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。

ウ 資本構成の安定度

直近の年度末の自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が33パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。
- (ウ) 既存事業の部分、新規事業の部分、法人合計を区分して作成すること。
- (エ) 新たに事業開始する施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (オ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (カ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (キ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均330万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (ク) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

(別紙)収支見込作成の当たりの利用率

	第1年次	第2年次以降
保護施設		
救護施設	95%	100%
更生施設	85%	90%
授産施設	70%	75%
宿所提供施設	40%	45%
老人福祉施設		
養護老人ホーム	90%	95%
特別養護老人ホーム	95%	100%
軽費老人ホーム(A型・B型)	90%	95%

		ケアハウス	90%	95%
		障害者支援施設等		
		障害者支援施設	85%	90%
		福祉ホーム	80%	85%
		婦人保護施設	45%	50%
		児童福祉施設		
		乳児院	80%	85%
		母子家庭支援施設	95%	100%
		児童養護施設	85%	95%
		知的障害児施設	80%	85%
		自閉症児施設	60%	65%
		知的障害児通園施設	95%	100%
		盲児施設	70%	75%
		ろうあ児施設	40%	45%
		難聴幼児通園施設	85%	90%
		肢体不自由児施設	85%	90%
		肢体不自由児通園施設	60%	65%
		肢体不自由児療護施設	85%	90%
		重症心身障害児施設	90%	95%
		情緒障害児短期治療施設	85%	90%
		児童自立支援施設	45%	50%
		保育所	95%	100%
		有料老人ホーム	75%	80%
		授産施設	80%	85%
		宿所提供施設	80%	85%
		(※) 障害福祉サービス事業など、上記以外のものについては、実際に見込まれる利用率を用いること。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成24年4月1日設定		
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)		
	内訳	経由期間	日 (事務所)	
		処分期間	日 (部 課)	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)			
	備考			

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉法人の定款変更の認可	
根拠法令及び条項	社会福祉法第32条（第45条の36第3項による準用）	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>1 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までに定める基準を満たしていること。</p> <p>2 社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。</p> <p>3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を充てる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。</p> <p>(2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。</p> <p>(3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力 収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率（（事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額＋（減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額））÷借入金元利償還額×100）が120パーセント以上であること。 ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設（都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等）のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。</p> <p>イ 設備投資の妥当性 事業開始時における固定長期適合比率（貸借対照表における固定資産÷（純資産＋固定負債）×100）が100パーセント以下であること。</p> <p>ウ 資本構成の安定度 事業開始時における自己資本比率（貸借対照表における純資産÷（純資産＋負債総額）×100）が100パーセント以上であること。</p>

		<p>額) × 100) が 33 パーセント以上であること。</p> <p>エ その他</p> <p>アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>【収支見込みの作成に係る留意点】</p> <p>(ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。</p> <p>(イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。</p> <p>(ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。</p> <p>(エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。</p> <p>(オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。</p> <p>(カ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。</p> <p>(キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。</p> <p>【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】</p> <p>(ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。</p> <p>(イ) 固定資産は、土地及び建物(工事費+設計監理費)その他の固定資産の合計額とすること。</p> <p>(ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0 とすること。</p> <p>(エ) 固定負債は、借入金の額とすること。</p> <p>(オ) 純資産は、資産合計(流動資産+固定資産)から負債合計(流動負債+固定負債)を減じた額とすること。</p> <p>(4) 既設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ただし、当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合(財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。)は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>(ア) 直近の年度末の流動比率(貸借対照表における流動資産÷流動負債×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>(イ) 直近の年度末及び収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額)÷借入金元利償還額×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この基準は、適用しないものとする。</p> <p>a 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置</p>
--	--	---

をとる施設等)のみを経営する法人

- b 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)の老朽化等に伴う改築・改修事業

イ 設備投資の妥当性

直近の年度末の固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。

ウ 資本構成の安定度

直近の年度末の自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が33パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。
- (ウ) 既存事業の部分、新規事業の部分、法人合計を区分して作成すること。
- (エ) 新たに事業開始する施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (オ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (カ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (キ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均330万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (ク) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

(別紙)収支見込作成の当たりの利用率

	第1年次	第2年次以降
保護施設		
救護施設	95%	100%
更生施設	85%	90%
授産施設	70%	75%
宿所提供施設	40%	45%
老人福祉施設		
養護老人ホーム	90%	95%
特別養護老人ホーム	95%	100%
軽費老人ホーム(A型・B型)	90%	95%

		ケアハウス	90%	95%
		障害者支援施設等		
		障害者支援施設	85%	90%
		福祉ホーム	80%	85%
		婦人保護施設	45%	50%
		児童福祉施設		
		乳児院	80%	85%
		母子家庭支援施設	95%	100%
		児童養護施設	85%	95%
		知的障害児施設	80%	85%
		自閉症児施設	60%	65%
		知的障害児通園施設	95%	100%
		盲児施設	70%	75%
		ろうあ児施設	40%	45%
		難聴幼児通園施設	85%	90%
		肢体不自由児施設	85%	90%
		肢体不自由児通園施設	60%	65%
		肢体不自由児療護施設	85%	90%
		重症心身障害児施設	90%	95%
		情緒障害児短期治療施設	85%	90%
		児童自立支援施設	45%	50%
		保育所	95%	100%
		有料老人ホーム	75%	80%
		授産施設	80%	85%
		宿所提供施設	80%	85%
		(※) 障害福祉サービス事業など、上記以外のものについては、実際に見込まれる利用率を用いること。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成24年4月1日設定		
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)		
	内訳	経由期間	日 (事務所)	
		処分期間	日 (部 課)	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)			
	備考			

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉法人の解散の認可又は認定	
根拠法令及び条項	社会福祉法第46条第2項	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>1 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までに定める基準を満たしていること。</p> <p>2 社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。</p> <p>3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を充てる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。</p> <p>(2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。</p> <p>(3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率（（事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額＋（減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額））÷借入金元利償還額×100）が120パーセント以上であること。</p> <p>ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設（都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等）のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。</p> <p>イ 設備投資の妥当性</p> <p>事業開始時における固定長期適合比率（貸借対照表における固定資産÷（純資産＋固定負債）×100）が100パーセント以下であること。</p> <p>ウ 資本構成の安定度</p> <p>事業開始時における自己資本比率（貸借対照表における純資産÷（純資産＋負債総額）×100）が100パーセント以上であること。</p>

		<p>額) × 100) が 33 パーセント以上であること。</p> <p>エ その他</p> <p>アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>【収支見込みの作成に係る留意点】</p> <p>(ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の 2 種類を作成すること。</p> <p>(イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。</p> <p>(ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。</p> <p>(エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。</p> <p>(オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。</p> <p>(カ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。</p> <p>(キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。</p> <p>【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】</p> <p>(ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。</p> <p>(イ) 固定資産は、土地及び建物(工事費+設計監理費)その他の固定資産の合計額とすること。</p> <p>(ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0 とすること。</p> <p>(エ) 固定負債は、借入金の額とすること。</p> <p>(オ) 純資産は、資産合計(流動資産+固定資産)から負債合計(流動負債+固定負債)を減じた額とすること。</p> <p>(4) 既設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ただし、当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合(財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。)は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>(ア) 直近の年度末の流動比率(貸借対照表における流動資産÷流動負債×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>(イ) 直近の年度末及び収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額)÷借入金元利償還額×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この基準は、適用しないものとする。</p> <p>a 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置</p>
--	--	---

をとる施設等)のみを経営する法人

- b 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)の老朽化等に伴う改築・改修事業

イ 設備投資の妥当性

直近の年度末の固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。

ウ 資本構成の安定度

直近の年度末の自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が33パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。
- (ウ) 既存事業の部分、新規事業の部分、法人合計を区分して作成すること。
- (エ) 新たに事業開始する施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (オ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (カ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (キ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均330万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (ク) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

(別紙)収支見込作成の当たりの利用率

	第1年次	第2年次以降
保護施設		
救護施設	95%	100%
更生施設	85%	90%
授産施設	70%	75%
宿所提供施設	40%	45%
老人福祉施設		
養護老人ホーム	90%	95%
特別養護老人ホーム	95%	100%
軽費老人ホーム(A型・B型)	90%	95%

		ケアハウス	90%	95%
		障害者支援施設等		
		障害者支援施設	85%	90%
		福祉ホーム	80%	85%
		婦人保護施設	45%	50%
		児童福祉施設		
		乳児院	80%	85%
		母子家庭支援施設	95%	100%
		児童養護施設	85%	95%
		知的障害児施設	80%	85%
		自閉症児施設	60%	65%
		知的障害児通園施設	95%	100%
		盲児施設	70%	75%
		ろうあ児施設	40%	45%
		難聴幼児通園施設	85%	90%
		肢体不自由児施設	85%	90%
		肢体不自由児通園施設	60%	65%
		肢体不自由児療護施設	85%	90%
		重症心身障害児施設	90%	95%
		情緒障害児短期治療施設	85%	90%
		児童自立支援施設	45%	50%
		保育所	95%	100%
		有料老人ホーム	75%	80%
		授産施設	80%	85%
		宿所提供施設	80%	85%
		(※) 障害福祉サービス事業など、上記以外のものについては、実際に見込まれる利用率を用いること。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成24年4月1日設定		
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)		
	内訳	経由期間	日 (事務所)	
		処分期間	日 (部 課)	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)			
備考				

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉法人の吸収合併の認可	
根拠法令及び条項	社会福祉法第32条（第50条第4項による準用）	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>1 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までに定める基準を満たしていること。</p> <p>2 社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。</p> <p>3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を充てる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。</p> <p>(2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。</p> <p>(3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率（（事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額＋（減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額））÷借入金元利償還額×100）が120パーセント以上であること。</p> <p>ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設（都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等）のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。</p> <p>イ 設備投資の妥当性</p> <p>事業開始時における固定長期適合比率（貸借対照表における固定資産÷（純資産＋固定負債）×100）が100パーセント以下であること。</p> <p>ウ 資本構成の安定度</p> <p>事業開始時における自己資本比率（貸借対照表における純資産÷（純資産＋負債総額）×100）が100パーセント以上であること。</p>

		<p>額) × 100) が 33 パーセント以上であること。</p> <p>エ その他</p> <p>アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>【収支見込みの作成に係る留意点】</p> <p>(ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の 2 種類を作成すること。</p> <p>(イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。</p> <p>(ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。</p> <p>(エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。</p> <p>(オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。</p> <p>(カ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。</p> <p>(キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。</p> <p>【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】</p> <p>(ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。</p> <p>(イ) 固定資産は、土地及び建物(工事費+設計監理費)その他の固定資産の合計額とすること。</p> <p>(ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0 とすること。</p> <p>(エ) 固定負債は、借入金の額とすること。</p> <p>(オ) 純資産は、資産合計(流動資産+固定資産)から負債合計(流動負債+固定負債)を減じた額とすること。</p> <p>(4) 既設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ただし、当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合(財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。)は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>(ア) 直近の年度末の流動比率(貸借対照表における流動資産÷流動負債×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>(イ) 直近の年度末及び収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額)÷借入金元利償還額×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この基準は、適用しないものとする。</p> <p>a 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置</p>
--	--	---

をとる施設等)のみを経営する法人

- b 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)の老朽化等に伴う改築・改修事業

イ 設備投資の妥当性

直近の年度末の固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。

ウ 資本構成の安定度

直近の年度末の自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が33パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。
- (ウ) 既存事業の部分、新規事業の部分、法人合計を区分して作成すること。
- (エ) 新たに事業開始する施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (オ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (カ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (キ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均330万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (ク) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

(別紙)収支見込作成の当たりの利用率

	第1年次	第2年次以降
保護施設		
救護施設	95%	100%
更生施設	85%	90%
授産施設	70%	75%
宿所提供施設	40%	45%
老人福祉施設		
養護老人ホーム	90%	95%
特別養護老人ホーム	95%	100%
軽費老人ホーム(A型・B型)	90%	95%

		ケアハウス	90%	95%
		障害者支援施設等		
		障害者支援施設	85%	90%
		福祉ホーム	80%	85%
		婦人保護施設	45%	50%
		児童福祉施設		
		乳児院	80%	85%
		母子家庭支援施設	95%	100%
		児童養護施設	85%	95%
		知的障害児施設	80%	85%
		自閉症児施設	60%	65%
		知的障害児通園施設	95%	100%
		盲児施設	70%	75%
		ろうあ児施設	40%	45%
		難聴幼児通園施設	85%	90%
		肢体不自由児施設	85%	90%
		肢体不自由児通園施設	60%	65%
		肢体不自由児療護施設	85%	90%
		重症心身障害児施設	90%	95%
		情緒障害児短期治療施設	85%	90%
		児童自立支援施設	45%	50%
		保育所	95%	100%
		有料老人ホーム	75%	80%
		授産施設	80%	85%
		宿所提供施設	80%	85%
		(※) 障害福祉サービス事業など、上記以外のものについては、実際に見込まれる利用率を用いること。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成24年4月1日設定		
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)		
	内訳	経由期間	日 (事務所)	
		処分期間	日 (部 課)	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)			
	備考			

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉法人の新設合併の認可	
根拠法令及び条項	社会福祉法第32条（第54条の6第3項の準用による）	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
		<p>1 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長通知）別紙1社会福祉法人審査基準第1から第3まで及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長通知）別紙社会福祉法人審査要領第1から第3までに定める基準を満たしていること。</p> <p>2 社会福祉施設等（以下「施設等」という。）の整備に関して国、都道府県又は市町村の補助金等の返還命令を受けたことがある場合は、その原因となった事項について国、都道府県又は市町村の指導に従って改善を行い、かつ、当該補助金等の返還を完了していること。</p> <p>3 社会福祉事業を行うに必要な資産である施設等の整備に要する財源として、独立行政法人福祉医療機構、民間金融機関等からの借入金を充てる場合は、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>(1) 独立行政法人福祉医療機構及び大阪府社会福祉協議会以外からの借入れについては、原則として独立行政法人福祉医療機構との協調融資であること。</p> <p>(2) 現在返済途中の既往借入金については、借入当初の計画のとおり、滞ることなく返済が実行されていること。</p> <p>(3) 新設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率（（事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額＋（減価償却費－国庫補助金等特別積立金取崩額））÷借入金元利償還額×100）が120パーセント以上であること。</p> <p>ただし、収入構造上において減価償却費用が見込まれていない社会福祉施設（都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等）のみを経営する法人については、この基準は適用しないものとする。</p> <p>イ 設備投資の妥当性</p> <p>事業開始時における固定長期適合比率（貸借対照表における固定資産÷（純資産＋固定負債）×100）が100パーセント以下であること。</p> <p>ウ 資本構成の安定度</p> <p>事業開始時における自己資本比率（貸借対照表における純資産÷（純資産＋負債総</p>

		<p>額) × 100) が 33 パーセント以上であること。</p> <p>エ その他</p> <p>アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成や財務指標の算出に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>【収支見込みの作成に係る留意点】</p> <p>(ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。</p> <p>(イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。</p> <p>(ウ) 施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。</p> <p>(エ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。</p> <p>(オ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。</p> <p>(カ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均 330 万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。</p> <p>(キ) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)によること。</p> <p>【事業開始時の財務指標の算出に係る留意点】</p> <p>(ア) 流動資産は、事業開始時の運転資金の額とすること。</p> <p>(イ) 固定資産は、土地及び建物(工事費+設計監理費)その他の固定資産の合計額とすること。</p> <p>(ウ) 流動負債は、存在しないものであり、0 とすること。</p> <p>(エ) 固定負債は、借入金の額とすること。</p> <p>(オ) 純資産は、資産合計(流動資産+固定資産)から負債合計(流動負債+固定負債)を減じた額とすること。</p> <p>(4) 既設法人については、次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ただし、当該年度特有の要因により財務状態が平年の状態と異なる場合(財務状況が平年より良くなっている場合及び悪くなっている場合の双方を含む。)は、その要因による影響を排除した財務状態が次に掲げる基準のすべてを満たしていること。</p> <p>ア 支払能力</p> <p>(ア) 直近の年度末の流動比率(貸借対照表における流動資産÷流動負債×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>(イ) 直近の年度末及び収支見込みにおける借入金の最多償還年度の借入金償還余裕率((事業活動収支計算書における事業活動収支差額又は福祉事業活動収支差額+(減価償却費-国庫補助金等特別積立金取崩額)÷借入金元利償還額×100)が 120 パーセント以上であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は、この基準は、適用しないものとする。</p> <p> a 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置</p>
--	--	---

をとる施設等)のみを経営する法人

- b 収入構造上において減価償却相当分が見込まれていない社会福祉施設(都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる施設等)の老朽化等に伴う改築・改修事業

イ 設備投資の妥当性

直近の年度末の固定長期適合比率(貸借対照表における固定資産÷(純資産+固定負債)×100)が100パーセント以下であること。

ウ 資本構成の安定度

直近の年度末の自己資本比率(貸借対照表における純資産÷(純資産+負債総額)×100)が33パーセント以上であること。

エ その他

アからウまでの基準を満たしているかどうかの判断の基礎となる収支見込みの作成に当たっては、次の事項に留意すること。

【収支見込みの作成に係る留意点】

- (ア) 事業活動収支計算書と資金収支計算書の2種類を作成すること。
- (イ) 借入金の償還年限分のものを作成すること。
- (ウ) 既存事業の部分、新規事業の部分、法人合計を区分して作成すること。
- (エ) 新たに事業開始する施設の利用率は、別紙の表に掲げる利用率で算定すること。ただし、実際に見込まれる利用率が別紙の表に掲げる利用率を下回ると思われる場合は、実際に見込まれる利用率で算定すること。
- (オ) 収入を算定するに際しては、不確定要素の高い加算報酬等は盛り込まないこと。
- (カ) 利用者の介護度や障害程度区分は、収入の過大算定とならないよう適正に見積もること。
- (キ) 職員給与は、常勤換算一人当たり平均330万円以上とすること。また、人員数は、配置基準数ではなく、現実の施設運営を見込んだ人員数で計算すること。
- (ク) 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)によること。

(別紙)収支見込作成の当たりの利用率

	第1年次	第2年次以降
保護施設		
救護施設	95%	100%
更生施設	85%	90%
授産施設	70%	75%
宿所提供施設	40%	45%
老人福祉施設		
養護老人ホーム	90%	95%
特別養護老人ホーム	95%	100%
軽費老人ホーム(A型・B型)	90%	95%

		ケアハウス	90%	95%
		障害者支援施設等		
		障害者支援施設	85%	90%
		福祉ホーム	80%	85%
		婦人保護施設	45%	50%
		児童福祉施設		
		乳児院	80%	85%
		母子家庭支援施設	95%	100%
		児童養護施設	85%	95%
		知的障害児施設	80%	85%
		自閉症児施設	60%	65%
		知的障害児通園施設	95%	100%
		盲児施設	70%	75%
		ろうあ児施設	40%	45%
		難聴幼児通園施設	85%	90%
		肢体不自由児施設	85%	90%
		肢体不自由児通園施設	60%	65%
		肢体不自由児療護施設	85%	90%
		重症心身障害児施設	90%	95%
		情緒障害児短期治療施設	85%	90%
		児童自立支援施設	45%	50%
		保育所	95%	100%
		有料老人ホーム	75%	80%
		授産施設	80%	85%
		宿所提供施設	80%	85%
		(※) 障害福祉サービス事業など、上記以外のものについては、実際に見込まれる利用率を用いること。		
	参考事項			
	設定等年月日	平成24年4月1日設定		
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)		
	内訳	経由期間	日 (事務所)	
		処分期間	日 (部 課)	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)			
備考				

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉充実計画の承認
根拠法令及び条項	社会福祉法第55条の2第1項
所管部課(室)係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係
審査基準	関係条項
	<p>平成29年1月24日付 雇児発0124第1号 社援発0124第1号 老発0124第1号「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」に基づく (抜粋)</p> <p>8. 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請 (法第55条の2第1項、第2項及び第9項並びに規則第6条の13関係)</p> <p>評議員会の承認を得た社会福祉充実計画案は、別紙4の様式例により、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の6月30日までに、法第59条の届出と同時に所轄庁に対して申請を行うこと。</p> <p>所轄庁においては、法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることを踏まえ、次の内容について確認を行うこと。</p> <p>①計画案に必要事項が記載されているか。 ②計画案の策定に当たって法において必須とされている手続が行われているか。 ③計画案の内容に、次に掲げる視点から著しく合理性を欠く内容が含まれていないか。</p> <p>ア 社会福祉充実残額と事業の規模及び内容の整合性(法第55条の2第9項第1号) イ 社会福祉事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性(法第55条の2第9項第2号) ウ 地域公益事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性(法第55条の2第9項第3号)</p> <p>④計画案の内容が、申請時点における介護保険事業計画や障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画等の行政計画との関係において、施設整備等の観点から実現不可能な内容となっていないか。</p> <p>この際、所轄庁は、社会福祉充実計画が、申請時点での法人の社会福祉充実残額の使途に関する事業計画を明らかにする趣旨であることにかんがみ、法人に対して特定の事業の実施を指導するなど、法人の自主性を阻害するようなことがあってはならず、上記の点に係る審査を経て承認を行うものとする。</p> <p>なお、所轄庁が、社会福祉施設等の整備を行うことを内容とする社会福祉充実計画案を承認する場合については、当該計画案の承認をもって将来の施設整備費補助、事業所指定等を法人に対して確約するものではないことに留意すること。</p> <p>また、行政計画の改定等の状況の変化により、社会福祉充実計画に基づく事業の実施が困難となった場合には、当然に当該計画の変更又は終了が必要となること。</p>

	参考事項	
	設定等年月日	平成 29 年 4 月 1 日設定
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉充実計画の変更														
根拠法令及び条項	社会福祉法第55条の3第1項														
所管部課(室)係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係														
審査基準	関係条項														
		<p>平成29年1月24日付 雇児発0124第1号 社援発0124第1号 老発0124第1号「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」に基づく</p> <p>(抜粋)</p> <p>10. 社会福祉充実計画の変更(法第55条の3及び規則第6条の18から第6条の20まで関係)</p> <p>社会福祉充実計画の変更を行う場合については、軽微な変更を行う場合を除き、別紙5の様式例により、所轄庁に対して変更承認の申請を行うこと。</p> <p>社会福祉充実計画の変更承認の申請を行う場合の手続は、3から8までに掲げる手続を改めて行う必要があるので留意すること。</p> <p>また、社会福祉充実計画について、軽微な変更を行う場合については、別紙6の様式例により、所轄庁に届出を行うこと。</p> <p>なお、社会福祉充実計画は、承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の用途を明らかにするという趣旨のものであることから、社会福祉充実残額の増減のみを理由に変更を行うことは要しないが、計画上の社会福祉充実残額と、毎会計年度における社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、再投下可能な事業費にも大きな影響を及ぼすことから、原則として社会福祉充実計画の変更を行うこと。</p> <p>社会福祉充実計画の変更にあたって、承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合とすること。</p>													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更承認事項</th> <th>変更届出事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業内容関連</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業を追加する場合 ○ 既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 ○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合 </td> </tr> <tr> <td>事業実施地域関連</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合 </td> </tr> <tr> <td>事業実施期間関連</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合 </td> </tr> </tbody> </table>		変更承認事項	変更届出事項	事業内容関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業を追加する場合 ○ 既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 ○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合 	事業実施地域関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合 	事業実施期間関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合 	
		変更承認事項	変更届出事項												
事業内容関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業を追加する場合 ○ 既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 ○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合 													
事業実施地域関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合 													
事業実施期間関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合 													

		<table border="1"> <tr> <td>社会福祉 充実残 額関連</td> <td>○ 事業費の変更に併せて計画上の 社会福祉充実残額について2 0%を超えて増減させる場合</td> <td>○ 事業費の変更に併せて計画上 の社会福祉充実残額について2 0%以内の範囲で増減させる場 合</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>○ 法人名、法人代表者氏名、主た る事務所の所在地、連絡先を変更 する場合</td> </tr> </table> <p>なお、社会福祉充実計画における事業実施期間の変更は、最大10か年度の範囲内で可能であるが、当該変更は、社会福祉充実残額の規模や地域のニーズの変化等を踏まえた上で行われるべきものであり、合理的な理由なく、単に事業実施期間を延長することは認められないこと。</p>	社会福祉 充実残 額関連	○ 事業費の変更に併せて計画上の 社会福祉充実残額について2 0%を超えて増減させる場合	○ 事業費の変更に併せて計画上 の社会福祉充実残額について2 0%以内の範囲で増減させる場 合	その他		○ 法人名、法人代表者氏名、主た る事務所の所在地、連絡先を変更 する場合
	社会福祉 充実残 額関連	○ 事業費の変更に併せて計画上の 社会福祉充実残額について2 0%を超えて増減させる場合	○ 事業費の変更に併せて計画上 の社会福祉充実残額について2 0%以内の範囲で増減させる場 合					
	その他		○ 法人名、法人代表者氏名、主た る事務所の所在地、連絡先を変更 する場合					
参考事項								
	設定等年月日	平成29年4月1日設定						
標準 処理 期間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）						
	内訳	経由期間 日（ 事務所）	処分期間 日（ 部 課）					
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）						
	備考							

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉充実計画の終了	
根拠法令及び条項	社会福祉法第55条の4	
所管部課(室)係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>平成29年1月24日付 雇児発0124第1号 社援発0124第1号 老発0124第1号「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」に基づく (抜粋)</p> <p>11. 社会福祉充実計画の終了(法第55条の4及び規則第6条の21関係)</p> <p>社会福祉充実計画の実施期間中に、やむを得ない事由により当該計画に従って事業を行うことが困難である場合には、別紙7の様式例により、あらかじめ所轄庁の承認を受けて社会福祉充実計画を終了することができること。</p> <p>ここでいう「やむを得ない事由」とは、</p> <p>① 社会福祉充実事業に係る事業費が見込みを上回ること等により、社会福祉充実残額が生じなくなることが明らかな場合</p> <p>② 地域の福祉ニーズの減少など、状況の変化により、社会福祉充実事業の実施の目的を達成し、又は事業の継続が困難となった場合</p> <p>などが想定されること。</p> <p>なお、社会福祉充実計画の終了時に、会計年度途中の段階でなお社会福祉充実残額が存在している場合については、その段階で新たな社会福祉充実計画を策定する必要はなく、会計年度末の段階で改めて社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実残額が生じる場合には、翌会計年度以降を計画の実施期間とする新たな社会福祉充実計画を策定すること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 日 (事務所)</p> <p>処分期間 日 (部 課)</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉連携推進法人の認定
根拠法令及び条項	社会福祉法第 127 条
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係
審査基準	関係条項
	<p>令和 3 年 11 月 12 日付 社援発 1112 第 1 号「社会福祉連携推進法人の認定等」に基づく（抜粋）</p> <p>第 5 連携推進法人の認定申請等の手続</p> <p>4 認定基準</p> <p>（1）法人設立の目的について（法第 127 条第 1 号関係）</p> <p>定款上、次の①及び②のいずれもが記載されているとともに、社会福祉連携推進業務に係る事業費率が過半を占めていること。</p> <p>① 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進する旨</p> <p>② それにより、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する旨</p> <p>（2）社員の構成について（法第 127 条第 2 号関係）</p> <p>第 3 の 2 の（1）を満たしていること。</p> <p>（3）社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎について（法第 127 条第 3 号関係）</p> <p>第 3 に規定する組織機関が全て備わり、かつ第 4 の 4 に規定する業務運営の実施体制が確保されているとともに、会費等により、少なくとも認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度において事業支出に相当する収入が確保される見通しがあること。</p> <p>（4）社員の資格の得喪について（法第 127 条第 4 号関係）</p> <p>定款等において、社員の資格の得喪に関し、連携推進法人の目的に照らして、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと。</p> <p>（5）定款の記載事項について（法第 127 条第 5 号関係）</p> <p>定款の記載事項については、一般法人法第 11 条第 1 項に掲げる事項（目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法、事業年度）のほか、次の①から⑬までに掲げる事項を記載し、又は記録していることが必要であり、別紙 3 の定款例を参照し、作成のこと。</p> <p>① 社員の議決権に関する事項</p> <p>② 役員に関する事項</p> <p>③ 代表理事に関する事項</p> <p>④ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項</p>

		<p>⑤ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項</p> <p>⑥ 社会福祉連携推進評議会に関する事項</p> <p>⑦ 貸付けを受ける社会福祉法人である社員が別紙1の6の(4)の①から⑥までに掲げる事項を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨</p> <p>⑧ 資産に関する事項</p> <p>⑨ 会計に関する事項</p> <p>⑩ 解散に関する事項</p> <p>⑪ 社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨</p> <p>⑫ 清算時に残余財産を国等に帰属させる旨</p> <p>⑬ 定款の変更に関する事項</p> <p>5 欠格事由（法第 128 条及び施行令第 34 条関係）</p> <p>次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、社会福祉連携推進認定は受けられないこと。</p> <p>（1）役員のうち、次の①から④までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>① 連携推進法人が法第 145 条第 1 項又は第 2 項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>② 法又は施行令第 34 条の規定で定める社会福祉に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（③に該当する者を除く。）</p> <p>③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者</p> <p>④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>（2）法第 145 条第 1 項又は第 2 項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないもの</p> <p>（3）暴力団員等がその事業活動を支配するもの</p> <p>6 認定の通知及び公示（法第 129 条及び第 145 条第 3 項関係）</p> <p>認定所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、その旨を申請者に対して通知するとともに、公示しなければならないものであること。</p> <p>なお、当該公示はインターネットの利用その他の認定所轄庁において適当と認める方法により行うこと。（施行規則第 40 条の 3）</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和 4 年 4 月 1 日設定
標	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）

準 処 理 期 間	内訳	經由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		社会福祉連携推進法人の定款変更等の認可
根拠法令及び条項		社会福祉法第139条
所管部課（室）係名		福祉部福祉指導監査課法人指導係
審 査 基 準	関係条項	
	基準	<p>令和3年11月12日付 社援発1112第1号「社会福祉連携推進法人の認定等」に基づく（抜粋）</p> <p>第5 連携推進法人の認定申請等の手続</p> <p>7 定款の変更（法第139条第1項から第3項まで及び施行規則第40条の13関係）</p> <p>（1）連携推進法人が定款を変更する場合には、（4）に掲げる場合を除き、社会福祉連携推進認定を受けた認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力は生じないものであること。</p> <p>（2）定款変更の認可申請は、別記様式6により、認定所轄庁あて申請を行うこと。</p> <p>（3）（2）の申請に当たっては、副本1通を添付すること。</p> <p>（4）（1）にかかわらず、次の①から③までに掲げる事項の変更を行う場合には、別記様式7により、認定所轄庁あて届出を行うことで足りること。</p> <p>① 事務所の所在地</p> <p>② 社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更</p> <p>③ 公告の方法</p> <p>（5）6による認定の通知があった場合には、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称の変更を行うことが必要となり、（4）の定款の変更の届出及び法人名称の変更登記が必要となるものであること。その際、あらかじめ理事会及び社員総会において、社会福祉連携推進認定があった場合には、定款中の「一般社団法人」を「社会福祉連携推進法人」へ名称を変更する定款変更を行うことにつき、決議を得ておくことは可能であること。</p> <p>なお、当該定款の変更により、第4の11の（1）の①に規定する定款の情報公表義務が課されることになるので、留意のこと。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和4年4月1日設定
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 日（ 事務所）</p> <p>処分期間 日（ 部 課）</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉連携推進方針の変更の認定	
根拠法令及び条項	社会福祉法第140条	
所管部課(室)係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>令和3年11月12日付 社援発1112第1号「社会福祉連携推進法人の認定等」に基づく(抜粋)</p> <p>第5 連携推進法人の認定申請等の手続</p> <p>8 社会福祉連携推進方針の変更(法第140条関係)</p> <p>(1) 社会福祉連携推進方針に変更が生じる場合、連携推進法人は、社員総会での決議を経た上で、認定所轄庁の認定を受けなければならないものであること。</p> <p>なお、貸付業務を行う場合にあっては、連携推進法人及び貸付対象社員との間の契約単位で、これを社会福祉連携推進方針に盛り込む必要があること。(別紙1の4参照)</p> <p>(2) 社会福祉連携推進方針変更の認定申請は、別記様式8により、認定所轄庁あて申請を行うこと。</p> <p>(3) (2)の申請に当たっては、副本1通を添付すること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和4年4月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 日 (事務所)</p> <p>処分期間 日 (部 課)</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定・解職の認可	
根拠法令及び条項	社会福祉法第142条	
所管部課（室）係名	福祉部福祉指導監査課法人指導係	
審査基準	関係条項	
	基準	<p>令和3年11月12日付 社援発1112第1号「社会福祉連携推進法人の認定等」に基づく（抜粋）</p> <p>第5 連携推進法人の認定申請等の手続</p> <p>9 代表理事の選定及び解職（法第142条及び施行規則第40条の14関係）</p> <p>（1）代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものであること。</p> <p>なお、社会福祉連携推進認定は、代表理事の選定を含め、当該認定を行うこととなるため、当該認定時において本手続を別途行うことは不要であり、認定後、新たに代表理事の選定及び解職が生じた場合に、本手続を行う必要があること。</p> <p>（2）代表理事の選定及び解職の認可申請は、別記様式9により、認定所轄庁あて申請を行うこと。</p> <p>なお、代表理事が任期満了により退任する場合については、当該申請は不要であること。</p> <p>（3）（2）の申請に当たっては、副本1通を添付すること。</p> <p>（4）代表理事の解職の認可があった場合には、速やかに後任の代表理事の選定を行い、当該選定に係る認可申請を行う必要があること。その際、長期間、代表理事の選定が行われない場合には、認定所轄庁において、第3の7の（2）により、一時代表理事の選任が可能であること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	令和4年4月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 日（注：休日は含まない）
	内訳	<p>経由期間 日（ 事務所）</p> <p>処分期間 日（ 部 課）</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		